

(別添)

1. 構造名：

鋼製シャッター・鋼製開き戸／複合防火設備（準耐火構造壁・床付き）

2. 構成：

本申請に係る仕様の構成等は、以下の通りとする。

- (1) 鋼製シャッター、鋼製開き戸及びエレベーター乗り場戸は、建築基準法第2条第九号の二口に規定する防火設備又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備特定防火設備とする（遮炎性）
- (2) 鋼製シャッターは、昭和48年建設省告示第2564号に該当する構造とする（遮煙性及び挟まれ防止性能）。
- (3) 壁及び床は準耐火構造とする。
- (4) 鋼製シャッターは連装可とする。
- (5) 鋼製シャッター間、鋼製開き戸間、鋼製シャッターと鋼製開き戸間は、準耐火構造の壁、厚さ0.8mm以上の鋼板製の方立て（中柱・可動式中柱を含む）又は袖レールとする。
- (6) 鋼製開き戸は、90度、180度開き及び任意角開きを含む。
- (7) 当仕様を構成する空間の内装の仕上げは準不燃材料とする。
- (8) 当仕様を構成する空間の幅は昇降路の幅に、柱、はり、パイプスペース等平面計画上必要とするものを加えた最小限の幅とする。
- (9) 当仕様を構成する空間の奥行きは、可動の乗降の空間の場合で1m以内、対面式のエレベーターのあるロビーの場合で6m以内、前記以外の場合で4.5m以内とする。
- (10) エレベーター1列の台数は、6台までとする。
- (11) 鋼製シャッター及び鋼製開き戸が作動した後も乗降ロビーより外部へ出られるような避難口を1箇所以上設置する。
- (12) 上記(11)の避難口は、避難方向に開くものとする。
- (13) 煙感知器は、消防法（昭和23年法律第183号）第21条の2第1項の規定による検定に合格したものとする。
- (14) 連動制御器は、以下の要件を満足するものとする。
 - (1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの。
 - (2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの
 - (3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの。
 - (i) 昭和45年建設省告示第1829号第二号及び第三号に定める基準によるもの。
 - (ii) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路(電源に接続する部分及び消防法施行令(昭和36年政令第37号)第7条第3項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。)に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの。
- (15) 自動閉鎖装置は、以下の要件を満足するものとする。
 - (1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に鋼製開き戸を自動的に閉鎖させるもの。
 - (2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、上記(14)の(3)に定めるものであるもの。
- (16) 予備電源は、昭和45年建設省告示第1829号第四号に定める基準によるものであること。
- (17) 本仕様を用いられる気密材については、使用頻度等により所要の性能が損なわれる恐れがある為、十分維持保全を行うものとする。
- (18) 当該防火設備内に物品が置かれると、所要の性能が損なわれる恐れがある為、十分維持管理を行うものとする。

申請仕様の空間構成の代表例を図1～5に示す。

